



令和5年11月20日～

農林水産省植物防疫所作成



タイ向け生果実の輸出ルールが変わります！

*りんご、なし、もも、さくらんぼ、かき、杓イフルーツ、いちご、ぶどう、なす

変更点① 園地・こん包施設は年1回、毎年登録申請が必要になります！

園地・こん包施設の登録申請は、毎年、県を通じて植物防疫所へ提出する必要があります。各県における手続き期間を考慮して申請してください。

りんご、なし、かき、杓イフルーツ、いちご：県へ毎年5月末を目途に申請

もも、さくらんぼ、ぶどう、なす：県へ毎年12月末を目途に申請

従来は一度園地・こん包施設として登録されると、取り下げ申請がない限り登録は継続していましたが、りんご、なし、かき、杓イフルーツ、いちごは、申請翌年の7月31日、もも、さくらんぼ、ぶどう、なすは、申請翌年の2月末日が来ると登録が抹消されるため、毎年登録申請書の提出が必要になります。

変更点② 選果こん包実施報告書は植物防疫所にも提出が必要になります！

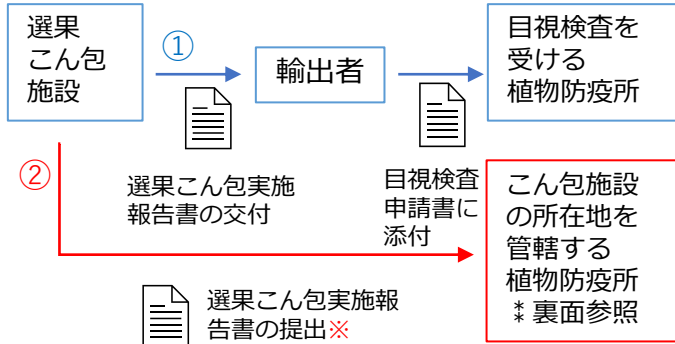
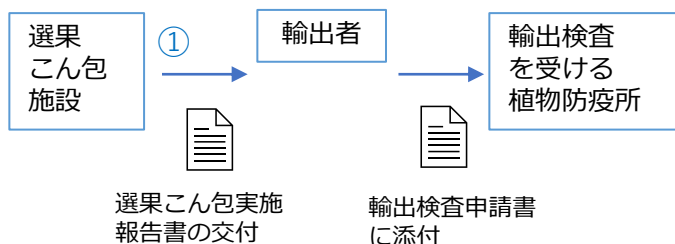
現行

令和5年11月20日～

①選果こん包実施報告書を輸出者等に提出

①選果こん包実施報告書を輸出者等に提出

②登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所（※裏面参照）に提出



注) ①及び②の両方のルートでの提出が必要となります。

※仲卸業者等から植物防疫所へ選果こん包実施報告書の写しを提出することはできません。

選果こん包実施報告書は、様式を変更しないで下さい。

変更点③ 包括申請は、同一市町村内に所在する園地に限定されます！

現行 (例)

令和5年11月20日～

現行 (例)			令和5年11月20日～		
生産園地番号	生産園地名	生産園地の所在地	生産園地番号	生産園地名	生産園地の所在地
●▲-0001	□▽地域	◆市、○市、△村	●▲-0001	○○地域	◆市
			●▲-0002	△△地域	○市
			●▲-0003	□□地域	△村

※複数の市町村にまたがり園地登録してあった園地は、市町村別に申請してください。

※ 選果こん包実施報告書の提出先植物防疫所

登録選果こん包施設の所在地	提出先植防	電話	FAX	eメール	
愛知県	愛知県（南部出張所及び中部空港支所担当区域以外）	名古屋植物防疫所 輸出検疫担当	052-651-0114	052-651-0115	pps_nagoya@maff.go.jp
	半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、知多市、高浜市、知多郡及び常滑市（中部空港支所担当区域以外）	南部出張所	0562-32-1389	0562-32-1604	pps_nanbu@maff.go.jp
	中部国際空港	中部空港支所	0569-38-8439	0569-38-8440	pps_chukuap@maff.go.jp
岐阜県	全域	名古屋植物防疫所 輸出検疫担当	052-651-0114	052-651-0115	pps_nagoya@maff.go.jp
長野県	全域	名古屋植物防疫所 輸出検疫担当	052-651-0114	052-651-0115	pps_nagoya@maff.go.jp
三重県	全域	四日市出張所	059-352-3896	059-352-3896	pps_yokkaichi@maff.go.jp
静岡県	静岡県（静岡空港出張所担当区域以外）	清水支所	054-352-3775	054-354-1161	pps_shimizu@maff.go.jp
	浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡及び周智郡	静岡空港出張所	0548-29-2430	0548-29-2439	pps_shizuoka_ap@maff.go.jp
富山県	全域	伏木富山支所	0766-44-0954	0766-44-8426	pps_fushikitoyama@maff.go.jp
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、羽咋郡、鹿島郡及び鳳珠郡	伏木富山支所	0766-44-0954	0766-44-8426	pps_fushikitoyama@maff.go.jp
	石川県（伏木富山支所担当区域以外）	小松空港出張所	0761-24-1406	0761-24-1770	pps_komatsu_ap@maff.go.jp
福井県	全域	小松空港出張所	0761-24-1406	0761-24-1770	pps_komatsu_ap@maff.go.jp

eMAFFについて

選果こん包実施報告書の提出方法の一つとして挙げているeMAFFとは、正式名称を農林水産省共通申請サービスといい、農林水産省が所管する申請をオンラインで行うことができるシステムで、自宅のPC、スマホから3,300以上の手続きが申請可能です。eMAFFを利用するためには、まずgBizIDを取得し、gBizIDを使用してeMAFFプライムを取得する必要があります。選果こん包施設の所在地を所管する植物防疫所への選果こん包実施報告書の提出もeMAFFを通じて行うことができるようになる予定です。

eMAFFに関するWebサイト

gBizIDの取得 農林水産省共通申請サービス > 初めての方へ
Webサイト : <https://e.maff.go.jp/PortalLogin>

eMAFF



gBizIDの取得はこちら↑



eMAFFの説明はこちら↑

タイ向けりんご等生果実に関するご不明点はこちらにご連絡ください。

お問合せ 名古屋植物防疫所輸出検疫担当
TEL: 052-651-0114
平日 8:30~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

植物防疫所ホームページはこちら→



改正されたタイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領は植物防疫所のHPに掲載されます。

植物検疫 タイ向けりんご等